



みなし輸出入通関制度

On the spot Export and Import

報告書の利用についての注意・免責事項

- 本報告書は、日本貿易振興機構（JETRO）ホーチミン事務所がKPMG Tax and Advisory Limited（KPMG Vietnam）に作成委託し、2026年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。
- JETROおよびKPMG Vietnamは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえJETROおよびKPMG Vietnamが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

JETRO・ホーチミン事務所

E-mail : VHO@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（JETRO）海外展開支援部 中堅中小企業課 プラットフォーム班

E-mail : platform-bda@jetro.go.jp



1. 概要
2. 取引スキーム
3. 通関手続
4. 参考-保税倉庫の利用
5. 法的根拠
6. よくある質問



1. 概要

みなし輸出入通関制度の概要 1/2

みなし輸出入通関の定義

みなし輸出入（以下、On The Spot transaction : OTS）通関制度とは、外国企業とベトナム企業との間で締結された売買、加工、賃貸借契約に基づき、外国企業が指定する国内引渡し取引に適用される通関メカニズムである。OTSは、以下の物品取引に該当するものをいう。[\(1\)](#)

- a) 外国企業との加工契約に基づきベトナム国内で加工された物品で、その外国企業がベトナム国内の他の企業または個人へ販売または引き渡されるもの
- b) ベトナム企業と外国企業との間の売買契約に基づく物品で、その外国企業が指定したベトナム国内の企業へ配送またはそのベトナム企業から受領するもの
- c) ベトナム企業と外国企業との間で賃貸または賃借される物品で、その外国企業が指定したベトナム国内の企業へ配送またはそのベトナム企業から受領するもの

留意点

2025年7月1日より、従来の「ベトナム国内に拠点を有さない外国企業に限る」という要件は撤廃された。また、輸出加工企業（EPE）と非EPEとの取引は、OTSの対象外となることとなった。なお、OTS通関のための要件として、外国企業による国内引渡し指定にかかる書面は引き続き求められる。

みなし輸出入通関制度の概要 2/2

主なメリット

ベトナムにおいてOTSを適用することで、国際輸送が不要となり、引渡しまでのリードタイムの短縮および関連する輸送コストの削減が可能となる。

税務上及び関税上の取り扱いについて：

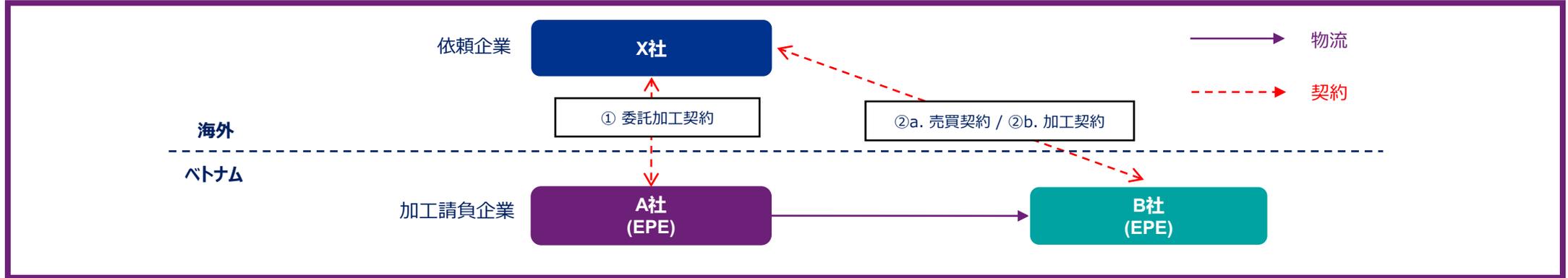
関税	基本的には、海外物流を伴う通常の輸出入手続と同様の取扱いが適用される。 法令上、特惠関税率は自由貿易協定（FTA）加盟国およびEPEなどのベトナム国内の自由貿易地域（“FTZ”）からベトナムに輸入される物品にのみ適用される。したがって、物品の加工業者・製造業者がNon-EPEである場合、輸出するOTS品について原産地証明書を取得することができない。その結果、ベトナム国内のOTS輸入者は、特惠輸入関税率を適用することができない。				
付加価値税（VAT）	基本的には、海外物流を伴う通常の輸出入手続と同様の取扱いが適用される。				
外国契約者税（FCT）	OTSによる貨物の販売または賃貸借に関連して外国企業が得る収入はベトナムにおいて外国契約者税（FCT）の課税対象となる。ベトナム企業による源泉徴収（みなし方式）を適用する場合のみなし税率は以下のとおり： <table border="1" data-bbox="473 943 2339 1205"><tr><td data-bbox="473 943 672 1096">物品販売</td><td data-bbox="672 943 2339 1096">- 法人所得税（CIT）：CIT 1%が販売取引の総収入に対して適用される ただし、輸出加工活動に関連する特定の場合を除く - 付加価値税（VAT）：VATは課されない</td></tr><tr><td data-bbox="473 1096 672 1205">賃貸借</td><td data-bbox="672 1096 2339 1205">- 法人所得税（CIT）：5% 賃貸借に係る金額に対して適用される - 付加価値税（VAT）：5% 同上</td></tr></table>	物品販売	- 法人所得税（CIT）：CIT 1%が販売取引の総収入に対して適用される ただし、輸出加工活動に関連する特定の場合を除く - 付加価値税（VAT）：VATは課されない	賃貸借	- 法人所得税（CIT）：5% 賃貸借に係る金額に対して適用される - 付加価値税（VAT）：5% 同上
物品販売	- 法人所得税（CIT）：CIT 1%が販売取引の総収入に対して適用される ただし、輸出加工活動に関連する特定の場合を除く - 付加価値税（VAT）：VATは課されない				
賃貸借	- 法人所得税（CIT）：5% 賃貸借に係る金額に対して適用される - 付加価値税（VAT）：5% 同上				

各取引の詳細な関税及び税務上の取り扱いについては、次ページ以降を参照



2. 取引スキーム

A) 加工契約に基づく国内引渡し取引 1/7

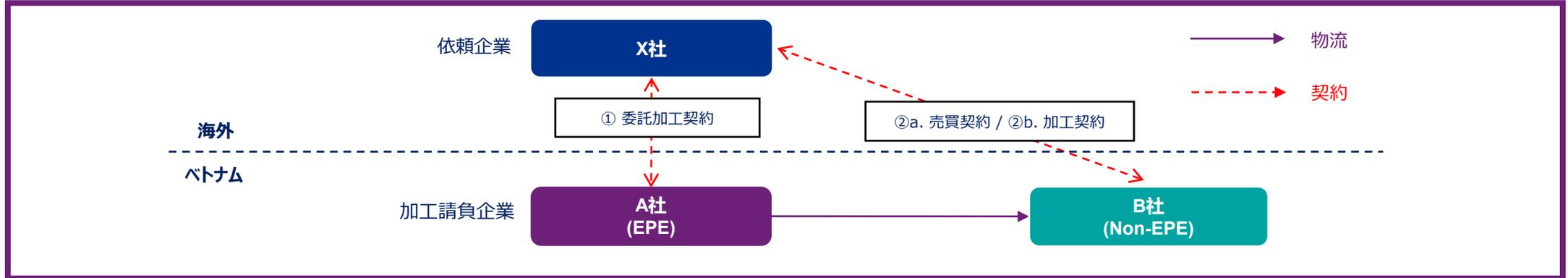


	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	0*1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*1 A社は、X社から加工用として委託発送された原材料を受け取る際、輸入手続を実施する必要がある

詳細は [12 - 14](#) ページ参照

A) 加工契約に基づく国内引渡し取引 2/7

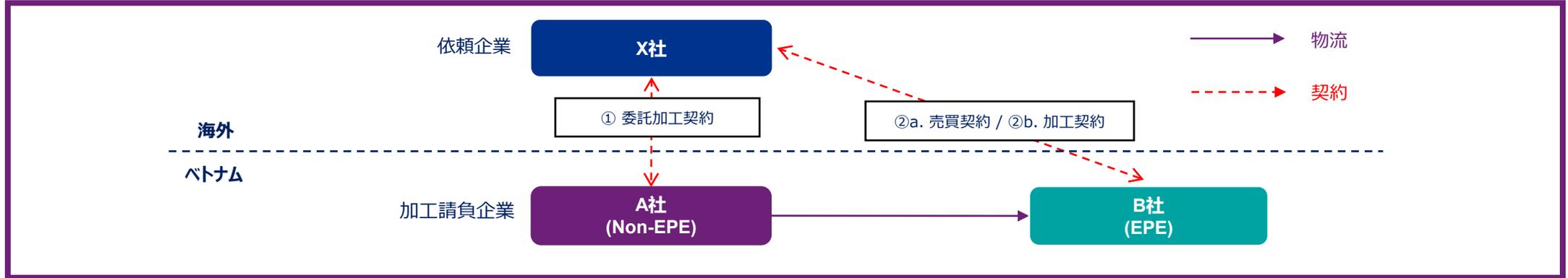


	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	0*1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0/-*2	-	0/-*2	-*3
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0/-*2

*1 A社は、X社から加工用として委託発送された原材料を受け取る際、輸入手続を実施する必要がある。 *2 取扱いは13ページを参照。

*3 B社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。 詳細は [12 - 14](#) ページ参照

A) 加工契約に基づく国内引渡し取引 3/7

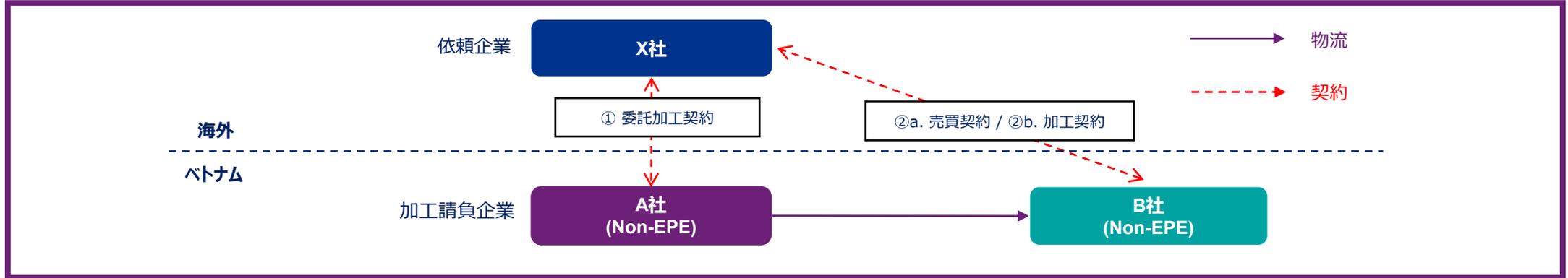


	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	0*1	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	- *3
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0/-*2

*1 A社は、X社から加工用として委託発送された原材料を受け取る際、輸入手続を実施する必要がある。 *2 取扱いは13ページを参照。

*3 B社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。 詳細は [12 - 14](#) ページ参照

A) 加工契約に基づく国内引渡し取引 4/7



	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	0*1	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0 / -*2	-	0 / -*2	- *3
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 / -*2

*1 A社は、X社から加工用として委託発送された原材料を受け取る際、輸入手続を実施する必要がある。 *2 取扱いは13ページを参照。

*3 B社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。 詳細は [12 - 14](#) ページ参照

A) 加工契約に基づく国内引渡し取引 5/7

本取引に関与する法人:

- **A社**は、X社との委託契約に基づき加工業務を行うベトナム企業である。A社は、X社から全量または一部の原材料の支給を受けて加工を行い、加工後の物品は、X社の指定するベトナム国内のB社に引き渡される。
- **B社**はX社と (a) 売買契約 または (b) 加工契約のいずれかを締結し、X社の指定に基づき、A社から直接物品を受領する。
- **X社**は外国企業であり、A社と加工契約を締結する委託元である。取引②においては下記の2類型が想定される：
 - (a) X社はB社と売買契約を締結する。A社が加工した物品はA社からB社に直接引き渡される。又は
 - (b) X社はB社と加工契約を締結する。A社が加工した物品はA社からB社に直接支給される。

税務及び関税上の取り扱い

	A社		B社		X社
	EPE	Non-EPE	EPE	Non-EPE	
通関手続の責任	<ul style="list-style-type: none"> • 初回の原材料の輸入通関前に、所轄税関当局に対して加工契約の届出を行う⁽²⁾。 • X社から支給される原材料の受領時に、輸入手続を実施する • 加工後の物品についてOTSに輸出手続を実施する。(詳細は 3. 通関手続き を参照) • 加工契約の終了・満了から30日以内に、余剰原材料、くず、廃棄物等の処理に係る税関手続きを完了する⁽³⁾。 		<ul style="list-style-type: none"> • X社及びB社間において加工契約を締結するケースにおいては、B社は、加工継続のために支給される原材料を初めて輸入する前に、その加工契約を所轄税関に対して届け出る必要がある⁽²⁾ • X社の指定に基づきA社から受領する物品について、OTS による輸入手続を実施する(詳細は3. 通関手続き を参照) 		通関手続義務なし

A) 加工契約に基づく国内引渡し取引 6/7

税務及び関税上の取り扱い(続き)

	A社		B社		X社
	EPE	Non-EPE	EPE	Non-EPE	
関税	適用無し	<ul style="list-style-type: none"> 委託加工の為に支給される原材料については輸入関税は課されない (4) 加工後物品が一定の物品に該当する場合は輸出関税が課される [注1] 	適用無し	<ul style="list-style-type: none"> 輸出を目的とした加工のために輸入される物品については輸入関税は課されない。上記に該当しない場合、各物品に適用される税率の輸入関税が課される [注2] 	適用無し
VAT	適用無し	<ul style="list-style-type: none"> 委託加工の為に支給される原材料については輸入VATは課されない (5) ベトナム国外で消費される物品の加工委託については0%VAT税率を適用可能 (6) 	適用無し	<ul style="list-style-type: none"> 輸出を目的とした加工の為に輸入される物品については輸入VATは課されない。(5) 該当しない場合、輸入VATが課税される（通常は標準税率10%が適用される） [注3] 	適用無し
FCT	適用無し		適用無し[注4]		<p>a) 売買契約の場合： A社及びB社が両方EPE： 免税 上記以外の場合： 売上総額に対してCIT1% (7) [注5]</p> <p>b) 加工契約の場合： 適用無し</p>

A) 加工契約に基づく国内引渡し取引 7/7

留意点:

[注1]:輸出関税は、主に天然資源や一次産品など特定の物品に対してのみ課され、その他の物品には適用されない。

[注2]:基本的に、輸入関税率はHSコードやB社が適用を希望するFTA（自由貿易協定）により異なる。FTAに基づく特別優遇税率（特惠税率）を適用するためには、原産地証明書の取得が必須となる。A社が Non-EPE の場合、A社が加工した物品については原産地証明書の取得が認められない。その結果、B社は当該物品について FTA上の特惠税率の適用を受けられない。その場合、MFN（Most Favored Nation: 最恵国）税率が適用される。

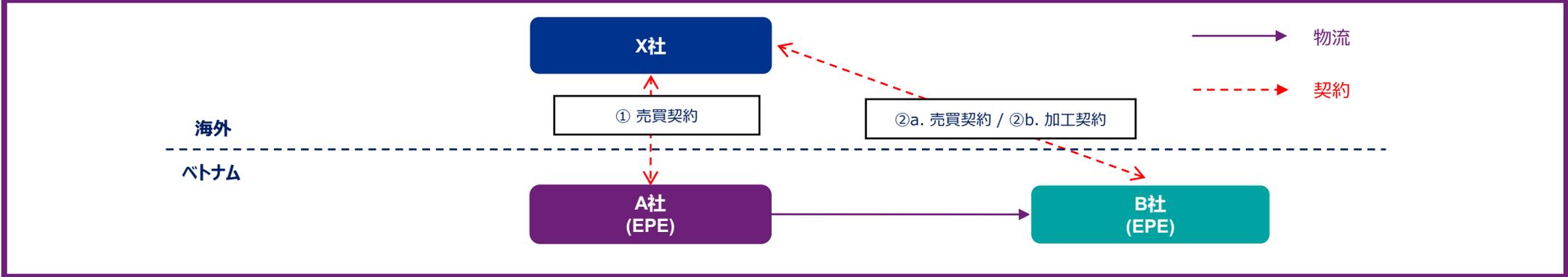
[注3]:標準VAT税率は 10% であるが、Decree 174/2025/ND-CP に基づき、特定の物品については 2026年末まで一時的に 8% に引き下げられている。

[注4]:みなし方式（withholding method）の下では、B社は X社に代わってFCTに掛かる申告、源泉徴収および納付義務を負う。これらは、B社がX社に対して支払いを行った日から10日以内に実施する必要がある。月次申告が適用される法人の場合は、支払月の翌月20日までに申告・納付が必要となる [\(8\)](#)。

[注5]:Decree 320/2025/ND-CP 第12条第3項に基づき、以下に該当する場合は、売上に対するCIT1%が課される：

- (i) 外国企業が保税倉庫または非関税エリアにおいて販売し輸入される原材料、資材、部品について、輸出を目的とした生産または加工契約に基づき消費される場合。
- (ii) 外国企業が、輸出を目的とした生産・加工契約のため、原材料、資材、部品をEPE から別のEPEへ国内引渡しするよう指定する場合

B) 売買契約に基づく国内引渡し取引 1/6

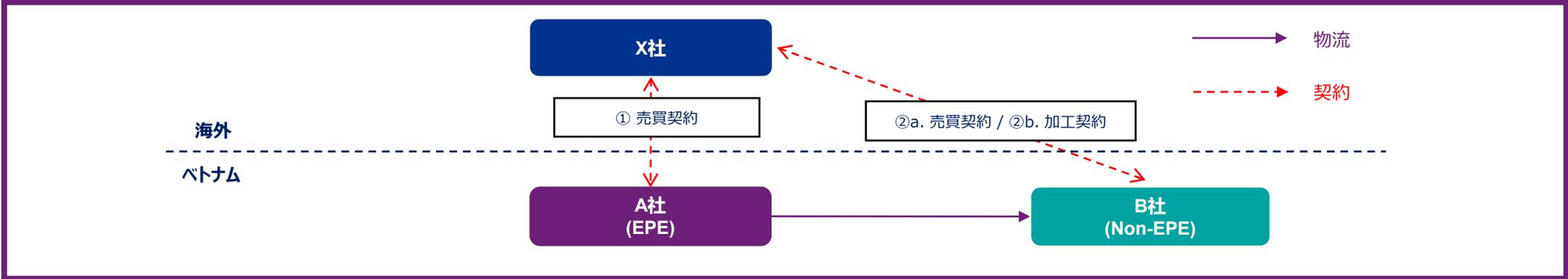


	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

詳細は [19 - 20](#) ページ参照



B) 売買契約に基づく国内引渡し取引 2/6

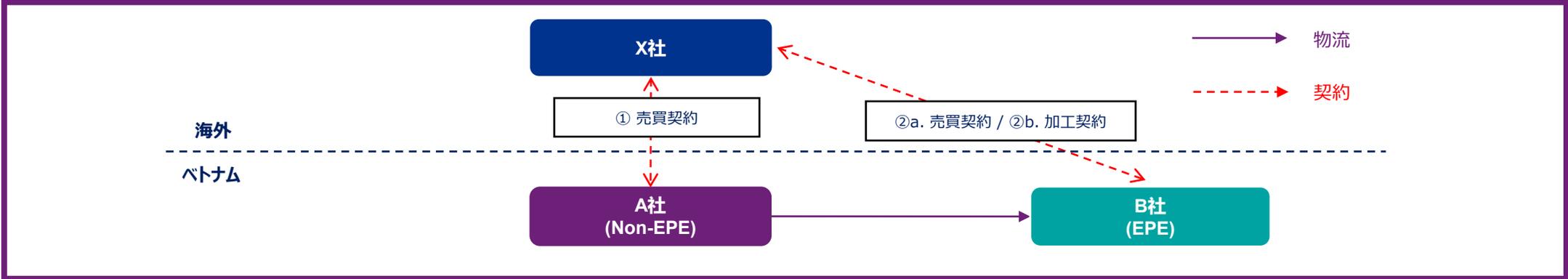


	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0/-*1	-	0/-*1	-*2
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0/-*1

*1 詳細は [19 - 20](#) ページ参照

*2 B社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。

B) 売買契約に基づく国内引渡し取引 3/6

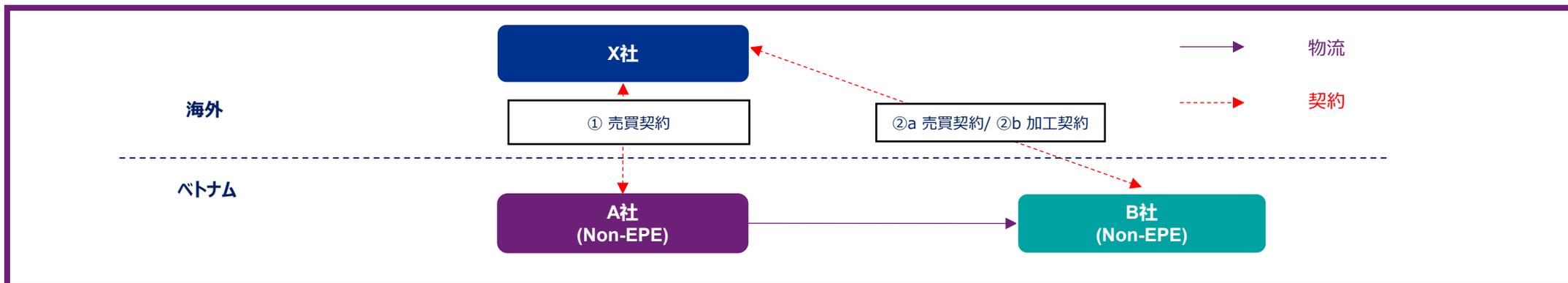


	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	- *2
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0/- *1

*1 取扱いは20ページを参照 *2 B社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。

詳細は [19 - 20](#) ページ参照

B) 売買契約に基づく国内引渡し取引 4/6



	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0/-*1	-	0/-*1	-*2
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0/-*1

*1 詳細は [19 - 20](#) ページ参照

*2 B社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。

B) 売買契約に基づく国内引渡し取引 5/6

本取引に関与する法人:

- **A社**はベトナム企業であり、X社に物品を販売し、X社の指定に基づき当該物品をB社へ直接引渡す。
- **B社**はベトナム企業であり、X社と (a) 売買契約 または (b) 加工契約のいずれかを締結し、X社の受領先指定に基づき、A社から直接物品の引渡しを受ける。
- **X社**は外国企業であり、ベトナム企業であるA社と売買契約を締結する取引②においては下記の2類型が想定される：
 - (a) X社はB社と売買契約を締結する。A社が加工した物品はA社からB社に直接引き渡される。又は
 - (b) X社はB社と加工契約を締結する。A社が加工した物品はA社からB社に直接支給される。

税務及び関税上の取り扱い

	A社		B社		X社
	EPE	Non-EPE	EPE	Non-EPE	
通関手続の責任	<ul style="list-style-type: none"> • 物品についてOTS輸出手続を実施する (詳細は 3. 通関手続 を参照) 		<ul style="list-style-type: none"> • X社及びB社間において加工契約を締結するケースにおいては、B社は、加工継続のために支給される原材料貨物を初めて輸入する前に、その加工契約を所轄税関に対して届け出る必要がある ⁽²⁾。 • 貨物についてOTS輸出手続を実施する(詳細は 3. 通関手続 を参照) 		通関手続義務なし
関税	適用無し	<ul style="list-style-type: none"> • 一定の物品に該当する場合は輸出関税が課される[注1] 	適用無し	<ul style="list-style-type: none"> • 輸出を目的とした加工のために輸入される物品については輸入関税は課されない。上記に該当しない場合、各物品に適用される税率の輸入関税が課される [注2] 	適用無し
VAT	適用無し	<ul style="list-style-type: none"> • OTSの対象物品について0%VAT税率を適用 ⁽²⁴⁾ 	適用無し	<ul style="list-style-type: none"> • 輸出を目的とした加工の為に輸入される物品については輸入VATは課されない。該当しない場合、輸入VATが課税 (通常は標準税率10%が適用される) [注3] 	適用無し

B) 売買契約に基づく国内引渡し取引 6/6

税務及び関税上の取り扱い(続き)

	A社		B社		X社
	EPE	Non-EPE	EPE	Non-EPE	
FCT	適用無し		適用無し[注4]		a) 売買契約の場合： A社及びB社が両方EPE：免税 上記以外の場合：売上総額に対してCIT1% (7) [注5] b) 加工契約の場合：適用無し

留意点:

[注1]:輸出関税は、天然資源など特定の物品に対してのみ課され、その他の物品には適用されない。

[注2]:基本的に、輸入関税率は HSコードやB社が適用を希望するFTA（自由貿易協定）により異なる。FTAに基づく特別優遇税率（特惠税率）を適用するためには、原産地証明書の取得が必須となる。A社がNon-EPE の場合、A社が加工した物品については原産地証明書の取得が認められない。その結果、B社は当該物品について FTA上の特惠税率の適用を受けられない。その場合、MFN（Most Favored Nation: 最恵国）税率が適用される。

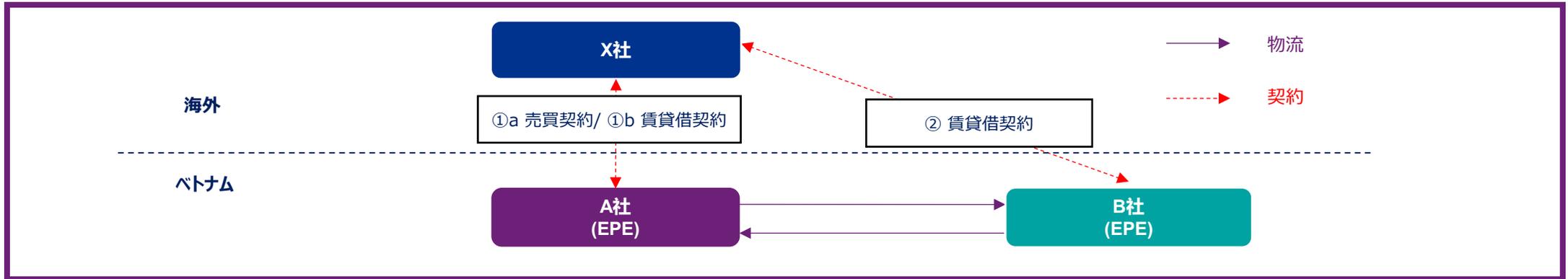
[注3]:標準VAT税率は 10% であるが、Decree 174/2025/ND-CP に基づき、特定の物品については 2026年末まで一時的に 8% に引き下げられている。

[注4]:みなし方式（withholding method）の下では、B社はX社に代わってFCTにかかる申告、源泉徴収および納付義務を負う。これらは、B社がX社に対して支払いを行った日から10日以内に実施する必要がある。月次申告が適用される法人の場合は、支払月の翌月20日までに申告・納付が必要となる (8)。

[注5]:Decree 320/2025/ND-CP 第12条第3項に基づき、以下に該当する場合は、売上に対するCIT1%は課されない：

- (i) 外国企業が保税倉庫または非関税エリアにおいて販売し輸入される原材料、資材、部品について、輸出を目的とした生産または加工契約に基づき消費される場合
- (ii) 外国企業が、輸出生産・加工契約のため、原材料、資材、部品をEPE から別の EPE へ国内引渡しするよう指定する場合

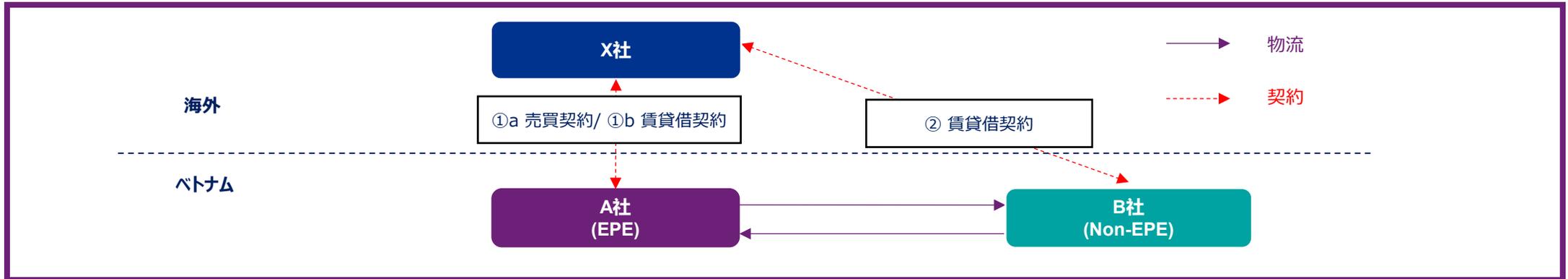
C) 賃貸借契約に基づく国内引渡し取引 1/6



	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	- *1
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

*1 B社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。詳細は [25 - 26](#) ページ参照

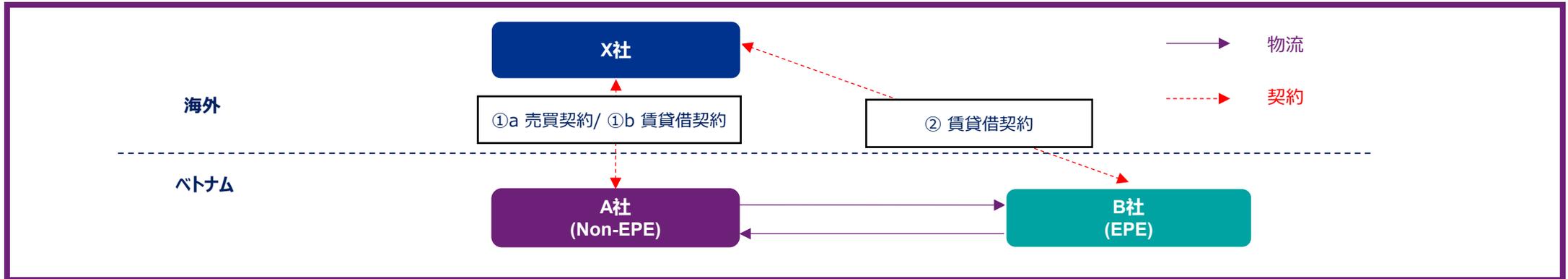
C) 賃貸借契約に基づく国内引渡し取引 2/6



	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	- *1
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

*1 B社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。詳細は [25 - 26](#) ページ参照

C) 賃貸借契約に基づく国内引渡し取引 3/6

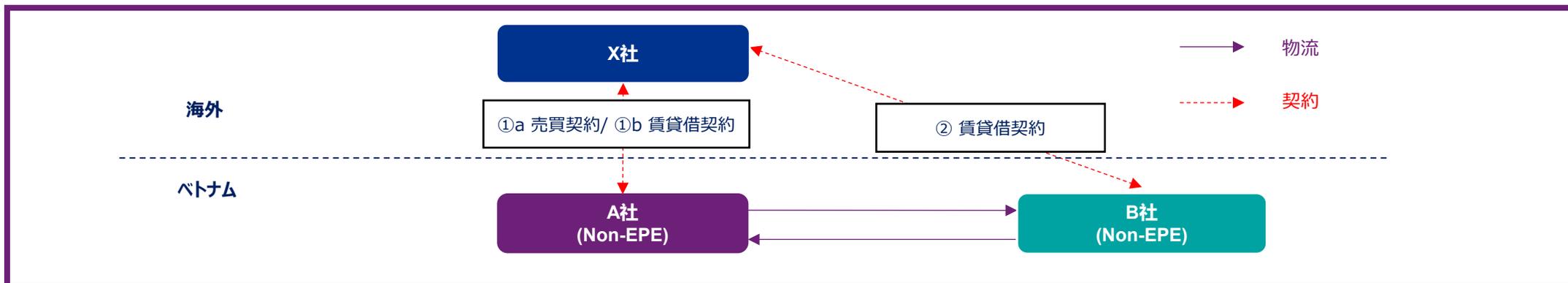


	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	-	0/-*1	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-*2
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

*1 取扱いは26ページを参照 *2 B社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。

詳細は [25 - 26](#) ページ参照

C) 賃貸借契約に基づく国内引渡し取引 4/6



	取引①						取引②						
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT
	輸出	輸入	輸出	輸入			輸出	輸入	輸出	輸入			
A社	0	-	0/-*1	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-*2
X社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

*1 取扱いは26ページを参照 *2 B社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。

詳細は [25 - 26](#) ページ参照

C) 賃貸借契約に基づく国内引渡し取引 5/6

本取引に関する法人:

- **A社**はベトナム企業であり、X社に物品を販売または賃貸し、X社の指定に基づき、当該物品をB社へ直接引渡す。賃貸借契約終了時には、X社の指定に基づき、A社はB社から物品の返却を受ける。
- **B社**はベトナム企業であり、X社から物品を賃借する企業で、X社の受領先指定に基づき、A社から直接当該物品の引渡しを受ける。賃貸借期間の終了時には、X社の指定に基づき、B社はA社へ物品を返却する。
- **X社**は外国企業であり、A社及びB社と (a) 売買契約 または (b) 賃貸借契約のいずれかを締結する企業である。

税務及び関税上の取り扱い

	A社		B社		X社
	EPE	Non-EPE	EPE	Non-EPE	
通関手続の責任	(a) 売買契約に基づく物品の輸出、または (b) 賃貸借契約に基づくリース物品の一時輸出及び再輸入についてOTS輸出手続を実施する。(詳細は 3. 通関手続 を参照) なお、輸出時に税関へ登録したリース期間内に、再輸入手続を必ず実施しなければならない。		<ul style="list-style-type: none"> • 賃貸借契約に基づくリース物品の一時輸出及び再輸入についてOTS輸出手続を実施する。(詳細は 3. 通関手続 を参照) なお、輸出時に税関へ登録したリース期間内に、再輸入手続を必ず実施しなければならない。 		通関手続義務なし

C) 賃貸借契約に基づく国内引渡し取引 6/6

税務及び関税上の取り扱い(続き)

	A社		B社		X社
	EPE	Non-EPE	EPE	Non-EPE	
関税	適用無し	<p>a) 売買契約の場合：一定の物品に該当する場合は輸出関税が課される[注1]</p> <p>b) 賃貸借契約の場合：輸出関税は課されない (9)</p>	適用無し	各物品に適用される税率の輸入関税が課される [注2]	適用無し
VAT	適用無し	<p>a) 売買契約の場合：輸出物品について0% VAT税率を適用可能 [注1]</p> <p>b) 賃貸借契約の場合：リース報酬にVATが課される（通常は標準税率10%が適用される[注3]</p>	適用無し		適用無し
FCT	適用無し		適用無し[注4]		<ul style="list-style-type: none"> • B社から支払われるリース報酬にFCT(CIT5% (7) 及び VAT5% (10) が課される • 恒久的施設 (PE) とみなされ、そのPEに帰属する課税所得について課税対象となるリスクがある

C) 賃貸借契約に基づく国内引渡し取引 6/6

税務及び関税上の取り扱い(続き)

留意点:

[注1]:輸出関税は、天然資源など特定の物品に対してのみ課され、その他の物品には適用されない。

[注2]:現行法令では、賃貸借取引において課税対象となる輸入関税の課税価格は、B社が支払う実際のリース料及び関連する配送費用（ある場合）とされている。しかし、2024年2月付の税関総局発行 Official Letter 614において、課税価格はその時点におけるリース資産の価値 + 関連配送費用とすべきとの解釈が示されている。この解釈は、現行法令と整合しないため、2024年3月ホーチミン市税関局交付のOfficial Letter No. 517 において反対意見が提示されている。現時点では、これらの議論を更新する公式見解は示されていない。

[注3]:標準VAT税率は 10% であるが、Decree 174/2025/ND-CP に基づき、特定の物品については 2026年末まで一時的に 8% に引き下げられている。

[注4]:みなし方式（withholding method）の下では、B社は X社に代わってFCTに掛かる申告、源泉徴収および納付義務を負う。これらは、B社がX社に対して支払いを行った日から10日以内に実施する必要がある。月次申告が適用される法人の場合は、支払月の翌月20日までに申告・納付が必要となる [\(8\)](#)。

OTS取引と通常の輸出入取引の比較

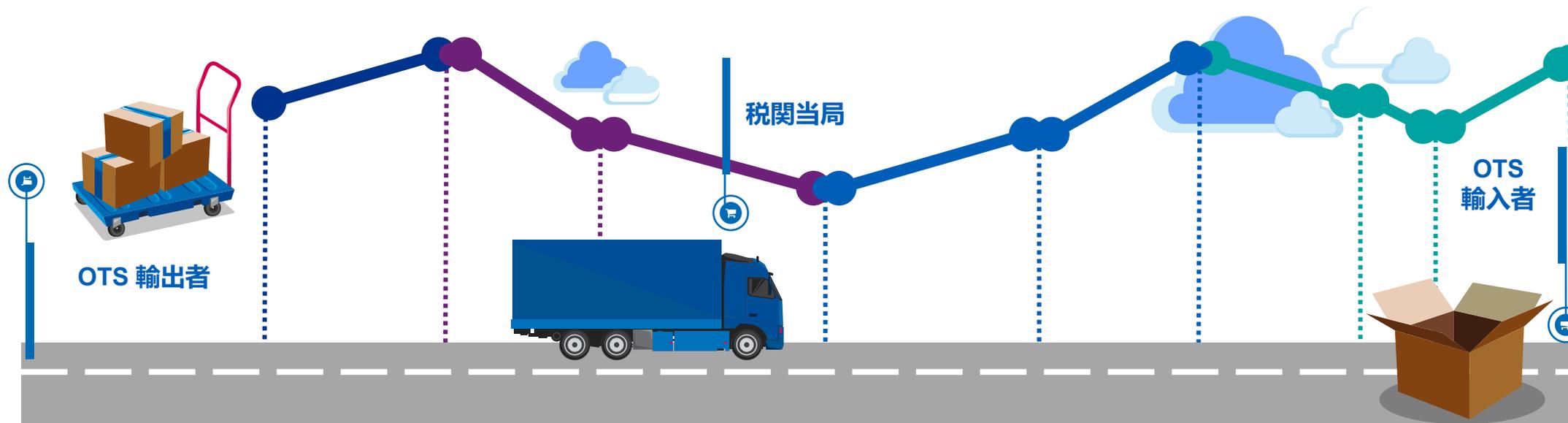
	OTS取引	国際物流を伴う一般的な輸出入取引
物流コスト	<ul style="list-style-type: none"> • 輸送コストが低い • 保険料が安い • 港でのハンドリングコストが発生しない 	<ul style="list-style-type: none"> • 輸送コストが高い（国際輸送が発生する） • 保険料が高い（国際輸送はリスクが高い為） • 輸出入港でのハンドリングに関わる物流コストの発生
FCT	<ul style="list-style-type: none"> • 輸出を目的とした製造にかかるEPE同士の取引を除き、FCT(CIT1%)が課される可能性がある。（*） 	<p>ベトナム領域内への物品持ち込みにおいて、外国企業が負担するリスクに応じてFCTの適用が異なる。具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> • ベトナム国外で所有権が移転する場合、または、原材料、資材、部品が輸出目的の製造目的である場合はFCTは課されない。 • ベトナム国内で所有権が移転され、かつ、免税要件に該当されない場合はCIT1%が課される。（*）
通関手続き	<ul style="list-style-type: none"> • 同様の扱い ただし、OTSについては輸出許可後15日以内にOTS輸入手続きを完了し、税関へ通知する義務がある。詳細は 3. 通関手続き を参照) 	
VAT	<ul style="list-style-type: none"> • 同様の扱い 	

（*）外国事業者が加工契約に基づき現地法人に物品を納品し、ベトナム国内で収入を得ない場合、外国事業者税（FCT）は適用されない。



3. 通関手続

通関手続きの流れ



実施者	通関申告	実施場所
OTS 輸出者	出発の4時間前 (12)	申告者が選択した税関当局
OTS 輸入者	OTS輸出通関後15日以内 (13)	

通関手続きに関する責任

	A社 (OTS 輸出者)	B社 (OTS 輸入者)
通関手続き (14)	<ul style="list-style-type: none"> X社に販売・返却・賃貸する物品について、X社の指示に基づき、当該物品をB社へ物理的に引渡す形でOTS輸出手続きを実施する。 通関が許可されたOTS輸出申告のID番号をB社に提供し、B社が対応するOTS輸入申告を行う際に使用できるようにする。 最終ステップとして、A社は、B社が完了させたOTS輸入申告のID番号を税関当局へ通知することで、OTS輸出手続きを完了させる必要がある。この通知は、OTS輸出通関許可日から15日以内に行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> OTS輸出の通関許可日から15日以内に、B社は対応するOTS輸入手続きを実施し、完了させなければならない。 OTS輸入手続きが完了した後、B社は、許可されたOTS輸入申告のID番号をA社に通知する責任を負う。A社はそのID番号を税関当局へ報告し、OTS手続きを最終的に完了させる。
税関申告書に記載すべき関連情報 (15)	<ul style="list-style-type: none"> Exporter of record (EOR): A社 Importer of record (IOR): B社 Note (“Phần ghi chú”): X社の社名及び住所 電子申告書の場合は「企業内部管理番号 (Số quản lý nội bộ của doanh nghiệp)」、紙ベースの税関申告書の場合は「その他の記載欄 (Ghi chép khác)」に“#&XKTC”と記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> EOR: B社 IOR: A社 Export Entrusting Party: X社 Note (“Phần ghi chú”): X社の社名及び住所 電子申告書の場合は「企業内部管理番号 (“Số quản lý nội bộ doanh nghiệp”)」、紙ベースの税関申告書の場合は「その他の記載欄 (“Ghi chép khác”)」に「#&NKTC#& [A社が提供するOTS輸出申告の許可済みID番号]」と記載する。

輸出通関書類

通関手続きで求められる主な書類 (16)	OTS 輸出者	OTS 輸入者
<ul style="list-style-type: none"> 輸出入申告書 Export/ Import customs declaration; 	✓	✓
<ul style="list-style-type: none"> 加工／売買／賃貸借／借用契約 Processing/ sale and purchase/ leasing/ borrowing contract; 	✓	✓
<ul style="list-style-type: none"> 商業インボイスまたは同等書類 Commercial invoice or equivalent document; 	✓	✓
<ul style="list-style-type: none"> パッキングリスト Packing list; 	✓	✓
<ul style="list-style-type: none"> 輸送書類（例：運送状、その他同等書類） Transport documents (i.e., waybill or equivalent document); 		✓
<ul style="list-style-type: none"> 原産地証明書（該当する場合） Certificate of origin of goods (if any); 		✓
<ul style="list-style-type: none"> その他必要に応じて要求される書類（例：輸出入ライセンス、専門検査証明書等） Other documents (e.g., import/ export license, specialized inspection certificates, etc.) which may be required on case-by-case basis. 	✓	✓

留意点: OTS通関における主な要件として、OTS輸出者（A社）および OTS輸入者（B社）は、管轄の税関に対して、外国企業（X社）が発行した国内引渡し指定にかかる書面（例：加工契約、売買契約、賃貸借／借用契約、または X社発行の書面）を、提出する必要がある。

[\(17\)](#)



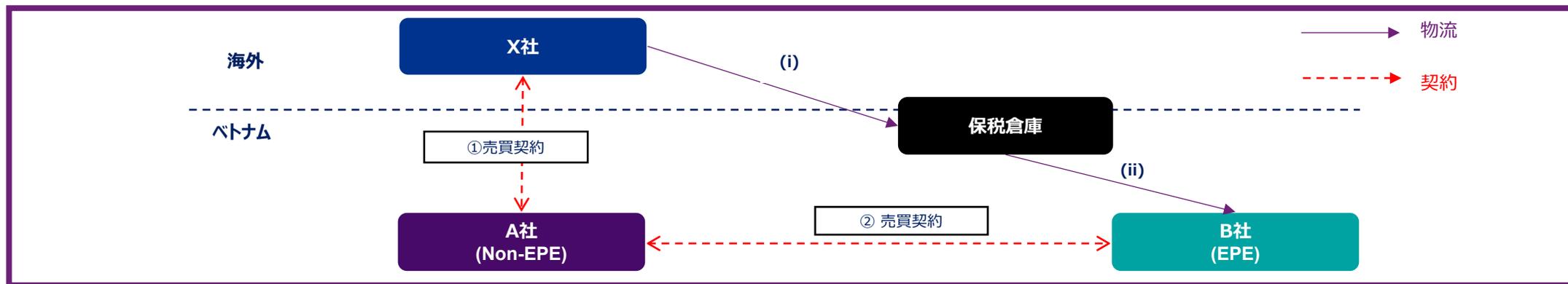
4. 参考-保税倉庫の利用

保税倉庫の概要

保税倉庫について

- ベトナムにおける保税倉庫とは、ベトナム国内から搬入され輸出通関を完了した物品、ベトナム国外から搬入され輸入通関を行わずに再輸出される物品、ベトナム国外から搬入されまだ輸入通関が行われていない物品等の保管場所である。[\(18\)](#)
- 物品は、委託日から12か月以内であれば保税倉庫内に留め置くことが認められている。合理的な理由があれば、さらに12か月以内の範囲で保管延長が可能である。[\(19\)](#)
- 保税倉庫に保管されている物品は、ベトナム国内市場に持ち込む為の輸入通関が行われるまでは、輸入関税は課されない。[\(20\)](#)

保税倉庫を利用した取引 シナリオ1 - 1/5



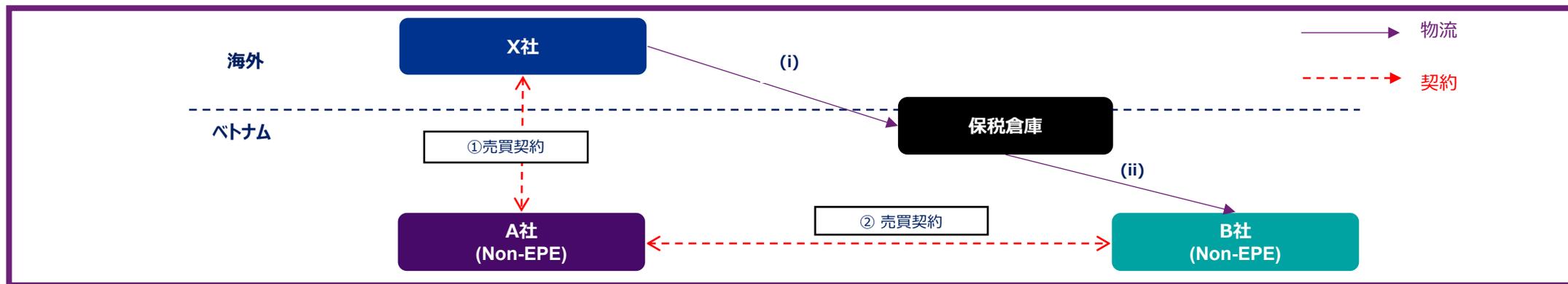
	取引(i) X社が物品を保税倉庫へ持ち込む時点							取引(ii) B社が物品を保税倉庫から運び出す時点					
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT
	輸出	輸入	輸出	輸入				輸出	輸入	輸出	輸入		
A社	-	-*1	-	-	-	-	-*2	-	-	-	-	0	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-
X社	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-

*1 取引(i)において、保税倉庫に海外から搬入された商品は、輸入手続き前の状態であり、国内市場に持ち込まれるまでは輸入手続きの対象とはならない。

*2 A社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。

詳細は [37 - 39](#) ページ参照

保税倉庫を利用した取引 シナリオ1 - 2/5



	取引(i) X社が物品を保税倉庫へ持ち込む時点							取引(ii) B社が物品を保税倉庫から運び出す時点					
	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT	FCT	通関手続の責任		関税		Output VAT	Input VAT
	輸出	輸入	輸出	輸入				輸出	輸入	輸出	輸入		
A社	-	-*1	-	-	-	-	- *2	-	-	-	-	0	-
B社	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	0
X社	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-

*1 取引(i)において、保税倉庫に海外から搬入された商品は、輸入手続き前の状態であり、国内市場に持ち込まれるまでは輸入手続きの対象とはならない。

*2 A社は、X社に代わり FCT の源泉徴収、申告および納付する義務を負う。

詳細は [37 - 39](#) ページ参照

保税倉庫を利用した取引 シナリオ1 - 3/5

本取引に関与する法人:

- **A社**はベトナム企業であり、保税倉庫へ搬入される物品を外国企業であるX社から物品を購入する。その後、保税倉庫を経由して、当該物品をベトナム国内企業であるB社へ販売する。
- **B社**はベトナム企業であり、A社から物品を購入し、その物品を保税倉庫から直接受領する。
- **X社**は外国企業であり、A社に物品を販売し、当該物品はベトナム国内の保税倉庫へ搬入される。

税務及び関税上の取り扱い

	A社	B社		X社
	Non-EPE	EPE	Non-EPE	
通関手続の責任	<ul style="list-style-type: none"> • A社は物品の所有者として、保税倉庫の所有者との間で保税倉庫賃貸契約を締結する当事者となる • A社は、物品を保税倉庫に搬入・搬出するための通関手続について責任を負う。これらの手続は、A社に代わって保税倉庫所有者が代理して実施することも可能である 	<ul style="list-style-type: none"> • 保税倉庫から物品をベトナム国内へ搬入する際に、輸入通関手続きを実施する [注1] 	通関手続義務なし	
関税	適用無し	適用無し	各物品に適用される税率の輸入関税が課される [注2]	適用無し

保税倉庫を利用した取引 シナリオ1 - 4/5

税務及び関税上の取り扱い(続き)

	A社	B社		X社
	Non-EPE	EPE	Non-EPE	
VAT	EPE への物品販売についてはVAT0%が適用される。それ以外の取引については、VATが課税される（通常は標準税率10%が適用される） [注3]	適用無し	VATが課税される（通常は標準税率10%が適用される） [注3]	適用無し
FCT	適用無し [注4]	適用無し		売上総額に対してCIT1% が課される。ただし、輸出を目的とした製造のための原材料、資材、部品の供給である場合FCTは課されない。 ⁽⁷⁾

留意点:

[注1]: 外資系企業による保税倉庫内での所有権移転

- 2020年10月12日付商工省（MoIT）外国貿易局発行 Official Letter No. 1147/XNK-CN において、FDI（Foreign Direct Investment：海外直接投資）企業は、保税倉庫に保管されている物品を他の買手へ販売または所有権移転する前に、輸入手続きを完了する必要があるとされた。この見解に従うと、外資系企業は当該物品をベトナムに輸入通関した後でなければ所有権を移転できないこととなる。
- 一方、近年のガイダンスにおいて上記とは異なる見解が示されている
 - ✓ 2024年4月17日付 MoIT交付Official Letter No. 294/XNK-THCS（OL 294）において、保税倉庫内の活動は、関税法規制に従い税関当局の管理下にある旨が示された。
 - ✓ 2025年4月14日付の税関総局交付 Official Letter No. 1937/CHQ-GSQL（OL 1937）における地方税関部局に対する指示として、保税倉庫内における所有権移転に関し、OL 294の見解を踏まえて税関関連の規定を参照することを示した。輸入権や輸入通関の事前完了の必要性については言及していない。
- 上記ガイダンスに基づけば、外資系企業の保税倉庫内における物品の所有権移転は、MoITの管理事項ではなく、輸入権に基づく一連の輸入手続きを事前に完了することを必須とする運用は、もはや前提とされていないと解される。

保税倉庫を利用した取引 シナリオ1 – 5/5

留意点(続き):

[注2]: 基本的に、輸入関税率はHSコードやB社が適用を希望するFTA（自由貿易協定）により異なる。FTAに基づく特別優遇税率（特惠税率）を適用するためには、原産地証明書の取得が必須となる。

[注3]: 標準VAT税率は 10% であるが、Decree 174/2025/ND-CP に基づき、特定の物品については 2026年末まで一時的に 8% に引き下げられている。

[注4]: みなし方式（withholding method）の下では、B社は X社に代わってFCTに掛かる申告、源泉徴収および納付義務を負う。これらは、B社がX社に対して支払いを行った日から10日以内に実施する必要がある。月次申告が適用される法人の場合は、支払月の翌月20日までに申告・納付が必要となる [\(8\)](#)。



5. 法的根拠

法的根拠 1/2

- 1) Article 47a Law on Customs 54/2014/QH13 dated 23 June 2014 ("**Law 54**"), supplemented by Amending Law 90/2025/QH15 dated 25 June 2025; and Clause 1 Article 35 Decree 08/2015/ND-CP dated 21 January 2015 ("**Decree 08**"), amended and supplemented by Decree 167/ND-CP dated 30 June 2025 ("**Decree 167**");
- 2) Clause 2 Article 56 Circular 38/2015/TT-BTC dated 25 March 2015 ("**Circular 38**"), amended and supplemented by Circular 39/2018/TT-BTC dated 20 April 2018 ("**Circular 39**") and Circular 121/2025/TT-BTC, which will be effective from 1 February 2026 ("**Circular 121**");
- 3) Clause 1b Article 64 Circular 38, amended and supplemented by Circular 39 and Circular 121;
- 4) Clause 6 Article 16 Law on Export and Import Duty 107/2016/QH13 dated 6 April 2014 ("**Law 107**");
- 5) Clause 12 Article 4 Decree 181/2025/ND-CP dated 01 July 2025 ("**Decree 181**");
- 6) Clause 3 Article 17 Decree 181;
- 7) Clause 3 Article 12 Decree 320/2025/ND-CP dated 15 December 2025 ("**Decree 320**");
- 8) Article 44 Law on Tax Administration No. 38/2019/QH14 dated 13 June 2019 ("**Law 38**");
- 9) Clause 9 Article 16 Law 107;
- 10) Clause 6 Article 9 Circular 69/2025/TT-BTC dated 01 July 2025 ("**Circular 69**");
- 11) Article 86 Law 54;
- 12) Clause 1a Article 25 Law 54;
- 13) Clause 5 Article 86 Circular 38, amended and supplemented by Circular 39 and Circular 121;
- 14) Article 86 Circular 38, amended and supplemented by Circular 39 and Circular 121;
- 15) Appendix 1 Circular 121;

法的根拠 2/2

- 16) Article 16 Circular 38, amended and supplemented by Circular 39 and Circular 121;
- 17) Clause 1 Article 86 Circular 38, amended and supplemented by Circular 39 and Circular 121;
- 18) Clause 10 Article 4 Law 54;
- 19) Clause 1 Article 61 Law 54;
- 20) Clause 4 Article 2 Law 107; and
- 21) Clause 1a Article 7 Decree 128/2020/ND-CP dated 19 October 2020 (“**Decree 128**”) and Article 133 Circular 38, amended and supplemented by Circular 39 and Circular 121;
- 22) Clause 2g Article 10 and Clause 2e Article 12 Decree 134/2016/ND-CP dated 01 September 2016 (“**Decree 134**”), amended and supplemented by Decree 18/2021/ND-CP dated 11 March 2021 (“**Decree 18**”); and
- 23) Clause 4 Article 86 Decree 08, amended and supplemented by Decree 167.
- 24) Clause 1a Article 9 Law on VAT No. 48/2024/QH15 dated 26 November 2024 (“**Law 48**”), amended by Article 4 Law on amendments to Law on bidding, Law on public-private partnership investment, Law on customs, Law on value-added tax, Law on export and import duties, Law on investment, Law on public investment, and Law on management and use of public property No. 90/2025/QH15 (“**Law 90**”) dated 25 June 2025.

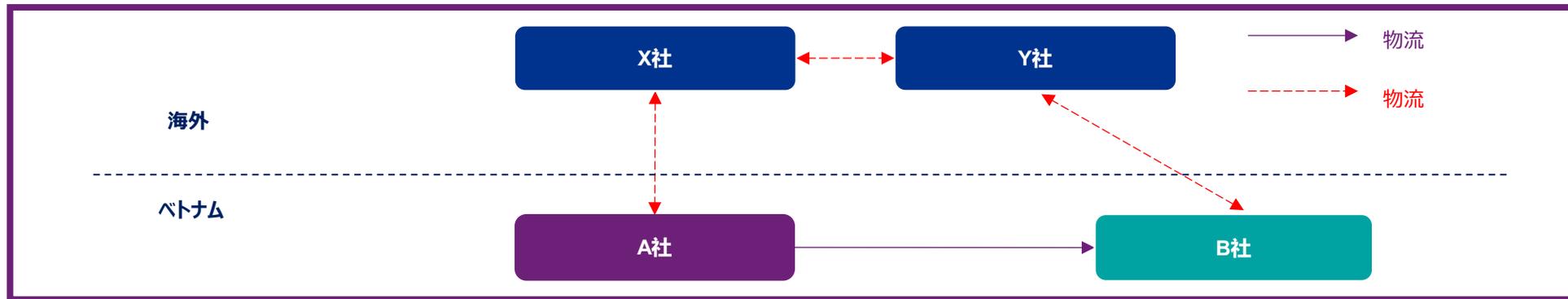


6. よくある質問

FAQ

1. OTS取引において海外企業が2社ある場合、通関手続きにおいて留意する点を教えてください。

- ベトナム企業A社は所有する物品を海外企業X社に対して販売し、X社はその物品を別の海外企業Y社に転売する。
- Y社はX社から購入した商品をベトナム企業B社に転売する。
- 物品は、海外に持ち出されることなく、A社からB社に直接配送される。



- 上記のように、OTSにおいて複数の海外企業が販売取引を行う場合の関税及び税務上の取り扱いは、基本的に類型Bと同様です。
- A社は、X社と締結した売買契約書をもとに輸出通関申告を実施し、B社は、Y社と締結した売買契約書をもとに輸入通関申告を実施します。

FAQ

2. 当社はOTS輸出通関手続きを実施しベトナムの買手に商品を届けました。しかし、買手が輸入通関手続きを実施していないため、税関の通関システム（VNACCS）では、当社の輸出通関申告が完了していないようです。

Circular 38/2015/TT-BTC 第86条（Circular 39/2018/TT-BTC および Circular 121/2025/TT-BTC により修正・補足）において、以下のとおり定められています

- OTS に基づく輸出手続きを完了するためには、輸出申告および輸入申告の両方が完了していることが必須条件である。
- OTS の輸出手続および輸入手続の双方が完了している場合に限り、物品を国内の買手へ引き渡すことが認められる。
- OTS 輸出申告が通関済みとなった後、対応するOTS輸入手続が15日以内に実行されない場合、税関当局は当該OTS輸出申告を取消す。

したがって、輸入通関手続の実行状況について、事前に買手をフォローアップし確認することが推奨されます。

FAQ

3. 当社（ベトナム企業）は、他のベトナム企業への物品供給を頻繁に行っています。当社の物品は月に数回、EPEとEPE外を行き来することになります。コストを削減するために、複数回に分けて商品配送について月末にまとめて税関に申告することは可能でしょうか？

Circular 38/2015/TT-BTC の第86条6項（Circular 39/2018/TT-BTC および Circular 121/2025/TT-BTCにより修正・補足）において、以下のとおり規定されています。

- 先に物品を引渡し又は受領し、その後に OTS の通関手続きを行う方法は、税関局により Authorized Economic Operators（AEOs）として公式に認定された企業にのみ適用可能である。
- この特別な手続において、優遇企業（AEO）およびその取引相手は、単一の契約又は注文に基づき複数回の物品引渡しを行い、最初の受領日から最大30日以内に通関申告を行うことが認められる。ただし、事前に税関当局へ通知する必要がある。

したがって、貴社が AEO または AEO の取引先に該当しない場合は、各物品の引渡しまたは受領前に通関申告を完了させる必要があることとなります。

FAQ

4. 輸入申告が遅れた場合等、ペナルティは発生しますか？

輸入者が期限内に輸入申告を行わなかった場合、輸入申告時に50万ドンから100万ドンの行政罰が課され、滞納額に対しては0.03%/日の利息の関税が収集されます。[\(21\)](#)

FAQ

5. A社（OTS 輸出者）が、担当者のミスまたは見落としにより、通関済み OTS 輸入申告の情報を 15日以内に通知できなかった場合、どのような問題が発生しますか。

Circular 38/2015/TT-BTC の第86条（Circular 39/2018/TT-BTC および Circular 121/2025/TT-BTC によって修正・補足、2026年2月1日施行）、Decree 08/2015/ND-CP 第10条 及び 第12条（Decree 18/2021/ND-CP により修正）において、次のとおり定められています。

- A社は、OTS輸出者として、OTS輸出通関が完了した日から 15日以内に、通関済みのOTS 輸入申告に関する情報を各関係税関当局に対して通知する責任がある。
- この法令を順守できなかった場合、A社は新たに輸入申告を登録し、OTS輸出品に関連する原材料について、初回輸入時に免税されていた輸入関税および輸入 VAT（該当する場合）を支払う必要がある。
- ただし、対応する OTS 輸入申告が後日通関され、規定に従って税関へ通知された場合、支払った輸入関税および輸入VATは A社に還付される。還付にあたっては、当局から妥当性についての確認を受けることとなる。[\(22\)](#)

このような関税にかかる問題（例：本来免税となる原材料に対して課される輸入関税および VATの一時的な支払いと、その後の還付申請）を避けるために、A社は 厳密に管理するためのプロセスやツールを導入し、OTS 輸出貨物を確実に追跡・管理することが望ましいと考えられます。

FAQ

6. 保税倉庫に保管されている物品が破損したり賞味期限切れとなった場合、外国企業かつ物品所有者であるX社は、それらをベトナム国内で廃棄することが可能でしょうか。それとも、輸出元の国へ返送して処理しなければならないのでしょうか。

Decree 08/2015/ND-CP 第86条4項（Decree 167/2025/ND-CP により修正・補足）において、以下の要件を満たす場合、保税倉庫内の物品をベトナム国内で廃棄することが認められると定められています。

- 保税倉庫の所有者と X社（物品所有者）またはその委任代理人との間で、廃棄に明確に同意する書面を作成し、当該保税倉庫を監督する所轄税関へ提出すること。
- 廃棄作業は所轄税関の監督下で実施され、現行の環境保護関連の法規制に従う必要がある。

したがって、廃棄された物品についての関税は課されません。廃棄に係る費用はケースバイケースですが、通常X社または保税倉庫側が負担することになります。



kpmg.com/socialmedia

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2026 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Law Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.